

第六回 参議院水産委員会會議録第四号

昭和二十四年十一月十一日(金曜日)午前十時三十六分開会

本日の會議に付した事件

○派遣議員の報告

○漁業法案(内閣送付)

○漁業法施行法案(内閣送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。

この前委員会の決議で、議長承認を受けまして、千葉県の被害状況視察に参られました西山委員と青山委員から、被害地の状況の御報告を願います。西山委員。

○西山委員 十月三十一日に、院議を以て派遣を命ぜられまして、十一月の四日、五日両日調査しました。千葉県下におけるパトリシア台風の被害状況を申し上げます。台風の態勢を先に申し上げます。

パトリシア台風は、昭和二十四年十月二十七日、午後三時頃から翌二十八日午前七時頃までの間に、房総沖百五十キロの海上を時速六十キロの速さで北々東に向つて進んだものであります。銚子測候所の観測では、二十八日午前六時三十分頃、風速四十三メートル八、平均風速三十二メートル八、最低気圧九百八十八ミリバールで、二十八日正午現在の雨量は百九十七ミリ七であつた。

その次に、被害の大きかつた原因を申し上げます。被害が比較的大きかつた第一の原因は、台風警報が遅かつたこと、台風が測候所の観測発表より甚

しく大きかつたことであります。測候所がいづれ発表せられます風速は、実際より大きく発表せられるのが通例であつたのであります。今回のパトリシア台風は、風速二十メートル程度と発表されたため、これ以上になるとは思わなかつたために、漁船の避難対策も講じなかつたのが、実際は風速四十メートル以上であつたのであります。第二の原因は、銚子の漁港も、館山の漁港も防波堤が不完全であつたこととあります。

その次に、被害の実情を申し上げます。全県下の被害は目下調査中でありまして、銚子市と館山市における漁船の被害と、県下の漁港、船溜りの被害は、合計いたしまして一億八千七百九十八万円であります。その内訳を申し上げますと、銚子漁港の被害は三十九隻、九百五十七トン八四で、その損害は約四千八百万円であります。館山漁港の漁船及び県水産学校練習船等の被害は十一隻、五百二十三トンで、この損害は約二千六百万円であります。向この外に米国の貨物船二隻、五千四百トンが坐礁してあるのであります。その次に、銚子港外五港の被害金額が四千五百九十八万円であります。次に、漁具、漁網の損失が、定置網、あぐり網等の合計損害が六千五百万円でありまして、その次に、共同施設及び荷揚場の損失が三百万円であります。

その次に、被害に対する復旧対策を申し上げます。漁船の被害に対しましては、代船建造又は復旧修理費等として、金融の方法を講ずる必要があると思ひます。その次に、漁網、漁具の被害に対しましては、資材の特配並びに金融の方途を講ずる必要があるであります。その次に、漁港、船溜り、共同施設等については、いづれも災害復旧費を速やかに支出して修築をなす必要があるのであります。

○青山正一君 只今西山さんからいろいろ千葉県の事情についてお話がありました。これは千葉県のみにならず、神奈川、愛媛、福井、石川、京都、鳥取、兵庫、こういつた方面にも相当の被害があつたように思われるのであります。この漁船の修理或いは漁港の修築或いは紛失資材の復旧、金融の關係など、日本全国に亘つて相当の損害があつたように思われますからして、これはただ單なる千葉県の報告のみではなしに、委員長の方から政府の方へ適当に御指示頂きたいと、こゝういふに考えております。

○委員長(木下辰雄君) 何か出張された委員に対する御質問がありましたら……、御質問がありませんければ、出張委員の報告はこれで終ります。

○委員長(木下辰雄君) 次に、前々回の委員会でありましたか、法制局において作案されました修正事項について、詳細なる説明を受けました。各委員にその後研究を願うということになつておりましたが、本日更に具体的に簡條書で修正事項ができましたから、これについて更に法制部長の説明を求めます。

○法制局参事(中野哲夫君) 法制局の第三部長の中野でございます。委員長御指示によりまして、只今から漁業法案中の修正案について御説明いたします。この修正案は本日までの委員会の御審議にかかる点と、第五国会において、關係筋から法制局長を通じて検討を促された点と、法制局におきまして法制技術的に気の付きました点等を総合いたしまして、委員会の御指示によつて作つたものでございます。

お手許に漁業法案中修正案という書類と、漁業法案及び漁業法施行法案修正案という書類と、政府提案の漁業法案にインクで訂正書きを加えましたものと三つ差上げてございます。御説明申し上げますが、その要綱を中心として申し上げます。政府提案のものがインクの傍書きのように變つて行く。併し現実の修正法案としては、この修正案というふうな形になりますので、この三つを関連せしめつつ御説明を申し上げます。

第一点は、「定置漁業の範囲を水深二十七メートル以上とし、水深二十七メートルに満たないものは、第二種共同漁業に包含すること。」これは、この印刷物の第六條をちよつと御覽願いたいと思ひます。第六條第三項には「定置漁業」として、「身網の設置され

る場所の最深部が最高潮時において水深十五メートル以上」という点を、「二十七メートル以上」と訂正いたしております。

第二の点は、「河川における共同漁業権を加え、これに伴い第一種共同漁業のうち淡水を、類を目的とする漁業を包含させること。」これは只今の第六條の第五項第一号に關連いたしまして、河川共同漁業権というのを、原案になかつたのを新たに修正案で認めますので、海草類を、類と直しました外、第五号においては「湖沼」とあつて、海水面は河川に入りませんで、広く「内水面」と修正をいたしております。それに關連する條文が以下第十四條までございますので、それれ同じように規定いたしております。

それから第三は「真珠養殖業についてひび建養殖業と同様漁業協同組合又はその連合会に漁場に管理権を認め、ることとしたのであります。政府原案といたしましては、それがなかつたのであります。且つ、これに伴い真珠養殖業を、入漁権の目的に加え、又漁業協同組合又はその連合会の有する真珠養殖業についてはその組合員が各自漁業を営む権利を認めること」としたのであります。これに従ひまして、真珠養殖業免許の優先順位に關する政府原案の第十九條を削除いたしております。この点に關連する條文は、第七條以下、そこに掲げてあるのであります。第七條第一項には、真珠養殖業をひび建養殖業と同様に加えており

ます。それから次に第八條の第一項にも、真珠養殖業を加えており、次に第十四條を御覽願いたいと思ひます。第十四條の第二項にも、ひび建養殖業と相並べまして真珠養殖業を加えて、協同組合に対する共同管理権を認めることにならしてあります。次は、第十八條、ここにも真珠養殖業を加えまして、漁業協同組合が管理する場合を第一順位とするという修正を加えてあります。

次は、第十九條、第十九條は先程御説明しました通り、真珠養殖業の優先順位をひび建養殖業と同様にします関係上、ここで優先順位をこま／＼書いてあります点を一切削除いたしてあるものであります。それから第二十三條、第二十三條には民法の規定中、先取得権或いは抵当権の規定を漁業協同組合が持つております場合には適用しないと、こういう規定がありますので、かき養殖業と同様、真珠養殖業をこれに加えて同様の特例を開くことにいたしてあります。次は、第二十五條であります。区画漁業権の譲渡によつて、先取得権又は抵当権が消滅する場合の規定であります。真珠養殖業を第二十五條に加えて、これらの権利を協同組合に譲渡する場合には、先取得権者又は抵当権者の同意を得なければならぬという扱いにいたしましたのであります。

第四の点は「漁業の免許の内容たるべき事項の決定に當つては、海区漁業調整委員会があらかじめ公聴会を開き、利害関係人の意見をきくものとすること。」第十一條、八頁にございませう。この中に第三項を加えるのであります。これは長文になります。

ら、この修正案という中の(5)という点を御覽願いたいと思ひます。第三項を加えますために、第十一條第三項中、前二項を第一項又は第二項に改め、同項を第四項に繰下げて、第二項との間に第三項として次の一項を加えると、こうなるのであります。それは「海区漁業調整委員会は、前二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。海区の関係調整委員会の漁業関係地区を予め定めることなどについて、調整委員会が意見を徴するときは、公聴会を開くことと、利害関係人の利益を保護いたしてあるわけでありませう。

第五の点は、「漁業の免許を受けようとする漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意に代るべき裁判所の許可の裁判及びこれに対する上訴に關しては、その手続に限り、最高裁判所規則に委任するものとし、委任立法の範圍を必要限度にとどめること。」これは第十三條に書いてございませう。この第十三條の第二項及び第三項であります。これは関係方面から注意がありました。これは「定めるところ」というのは、実体の権利関係ではなくして手続である。こういうこととありますので、インクで書きましたように、「手続により」と修正を加えてあります。

第六の点は「第十三條第一項各号の事由により免許をしないときは、海区漁業調整委員会は、あらかじめ公聴の聴聞を行い、申請者又はその代理人が弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與へること。」第十三條の第五項でございませう。これは修正案の別紙

(6)を御覽願いたいと思ひます。二頁の冒頭第五項として書いてあります。第十三條の第五項として「海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により漁業の免許をすべきでない旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号の一に該当する理由を文書を以て通知し、当該申請者又はその代理人が公聴の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與へなければならぬ。」第十三條第一項第一号乃至第五号に免許をしてはならない場合がありませう。それに対する弁明の機会を與へようとする修正であります。

第七は、「第十四條第一項各号の免許の適格性を適正にすること。」これは修正案(7)に出ておりますので、政府原案の第十四條の第一項に御覽のよう規定がございませう。これがいろいろ認定の不適正、不明確という点がありますので、修正案(7)のように改めるわけでありませう。即ち「第十四條第一項」各号を次のように改める。

一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に關する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

二 海区調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、實質上その申請に係る漁業の経営が支配される虞れがあると認められた者であること。

及び共同漁業の免許についての漁業協同組合又はその連合会の適格性の要件並びに定置漁業の優先順位についての漁業協同組合の要件に、その組合員が当該漁業を営むことの外地元地区内又は関係地区内に住所を有することを加へること。これは第十四條の第二項、第六項等に出て参るのであります。第二項の第一号を御覽になりませう。当該漁業を営む者の数と、地区内に住所を有して当該漁業を営む者の比率を、三分の二以上と限つて原案は規定しておりますが、やはりこの三分の二を計算いたしますためには、地区内内に住所を有する当該漁業を営む者が、当該漁業を営む所帯総数の三分の二以上というふうな修正を加えまして、それに適格性を持たせると、こういう方法が妥當であろうと考えまして修正を加えてあります。それと同様の関係で、同條第六項、次の頁第六項にも「関係地区内に住所を有し」と、第一号、第二号に、それ／＼の關係地区内に住所を有するといふ條件を附加しております。それからそれに關連しまして、十八頁の第十六條第九項に、「地元地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数」と修正を加えてあります。

次に、第九の修正点は、「北海道においても定置漁業の免許に關しての漁業生産組合の優先順位を認めること。」これは関係方面の示唆もあつた点であります。第十六條第八項を削除いたしてあるのであります。即ち原案においては、「第六項の規定は、北海道においては適用しない。」ということになつておりますが、その規定を削除いたしまして、やはり漁業生産

組合の優先順位を認めることとしたしております。

第十の点は、「定置漁業の免許に關して村張組合の優先順位を認めないこと。」これは只今の第十六條の第十項に規定いたしてあります。最優先順位を認めてあります。いわゆる村張組合といふものを削除するのが適當であろうと、こういう御意見によつて、これを削除いたしてあります。

第十一の点は、「定置漁業権並びに漁業協同組合及びその連合会以外の者の有する区画漁業権は、抵当権の外先取特権の目的とする。」これは第二十三條以下に規定いたしてあります。即ち第二十三條の第二項には、先取特権の民法の章を適用しない、こういう原案になつておりますのを削除いたしまして、やはり先取特権を抵当権と同様認めようとするものであります。これは抵当権と同様、やはり法律で定められておる先取特権を認めまして、債権者を保護した方が適當だろう、こういう趣旨であります。第二十三條の外、第二十四條の第一項の後段に「定置漁業権又は区画漁業権が先取特権の目的である場合も亦同じである。」と加へ、こういうことで、漁業権に附加してこれと一体となすものとみなす範圍を、先取特権についても適用しよう、こういう趣旨であります。それから第二十五條にもこれに關連しまして、ひび建養殖業等の区画漁業権が、先取特権又は抵当権の目的である場合においては、先取特権と同様の扱いをいたしてあるわけでありませう。それから第二十六條、第二十七條、第四十一條、これはちよつと私

のが直つておりませうが、第四十一條

の第一項に、「先取特権又は抵当権者」と加えております。第四十  
一條の第一項でございませうか。第四十  
○委員長(木下辰雄君) 直つておりま  
せん。

○法制局参事(中野哲夫君) ではお直  
し願います。第四十一條第一項でござ  
います。三十八頁、第四十一條第一項  
の「登録した抵当権者」とございま  
すが、その「登録をした」ということ  
ろに棒を引いて頂きますと、そこを削  
りまして、その代りに「先取特権者又  
は抵当権者に」そういうふう直して  
頂きます。全部そこを讀みますと、  
「漁業権を取り消したときは、都道府  
県知事は、直ちに、先取特権者又は抵  
当権者にその旨を通知しなければなら  
ない。」こういうふう修正されるわ  
けです。

次が四十四頁、第五十條、ここにも  
「漁業権及びこれを目的とする先取特  
権及び抵当権並びに」とあつて、これ  
は漁業原簿にやはり抵当権と同様、登  
録して便宜の方法を図る、こういう趣  
旨であります。

次は、第十二であり、定置漁  
業権を目的とする抵当権の設定につい  
て認可の基準を定めること。第二十  
四條、三十頁であります。ここに第三  
項を新たに加えます。これは修正案の  
四〇という点をちよつと御覧願いたい  
と思ひます。五頁であります。三 都道  
府県知事は、定置漁業権を目的とする  
抵当権の設定が、当該漁業の経営に必  
要な資金の融通のため已むを得ないと  
認められる場合でなければ、前項の認  
可をしてはならない。」

修正の第十三は、「漁業権者が当該漁  
業に關し行政庁の許可等に基いて有す  
る権利義務は、漁業権の処分に従つて  
漁業権者の承継人が承継するものとす  
ること。第二十九條、ここに傍書しま  
したように、「権利義務」という下に括  
弧を加えまして、「(当該漁業権者が当  
該漁業に關し行政庁の許可、認可その  
他の処分に基づいて有する権利義務を  
含む。)」こういう規定をしまして、例え  
ば河川法等に基いて、漁業用工作物の  
設置許可などを受けました場合に、そ  
れが当然承継されて行く、改めてその  
手續を要しないということ、漁業者  
の便宜を図つておるのであります。

修正の第十四は、「免許後漁業権に制  
限又は条件を付ける場合並びに休業、  
適格性の喪失等による漁業権の取消、  
漁業調整、公益上の理由による漁業権  
の取消、変更及び行使の停止をする場  
合には、あらかじめ海区漁業調整委員  
会が公開の聴聞を行い、当該漁業権者  
又はその代理人が弁明し、且つ、有  
利な証拠を提出する機会を與えるこ  
と。第三十四條、これは別紙修正案  
の四〇、四項として新たに加えるの  
であります。六頁の一番初めのところ  
であります。4 海区漁業調整委員  
会は、前項の申請をしようとするとき  
は、あらかじめ、当該漁業権者に制限  
又は条件を付ける理由を文書をもつて  
通知し、当該漁業権者又はその代理人  
が公開の聴聞において弁明し、且つ、  
有利な証拠を提出する機会を與えな  
ければならない。それに關連しまし  
て、第三十七條の第四項として同様の  
趣旨に基いて、「前項の場合には、第  
三十三條第四項(聴聞)の規定を準用  
する。それから第三十八條の第五項  
をいたしまして、別紙修正案の四〇、  
5 第二項及び第三項の場合には、

第三十三條第四項(聴聞)の規定を準  
用する。』、こういうことで適格性の喪  
失による取消の場合も同様の手續を取  
ることにしてあるのであります。  
それから第三十九條の第四項といた  
しまして、同様「前項の場合には、第  
三十三條第四項(聴聞)の規定を準用  
する。』、こういう關連した修正でござ  
います。  
それから修正の第十五は、「漁業権者  
以外の者が当該漁業権の内容たる漁業  
の経営を事實上支配していると認めら  
れる場合の漁業の免許の取消の運用に  
ついては、漁業協同組合が他の者から  
全出資額の過半の出資を受けている事  
実のみをもつて、その免許の取消をす  
ることのしないようにすること。」と修正  
をいたしております。第三十八條の第四  
項でございまして、これは別紙の第四  
であります。「前項の規定の適用につ  
いては、漁業権者たる漁業協同組合又は  
漁業協同組合連合会が他の者の出資を  
受けて当該漁業権の内容たる漁業を営  
む場合において、当該出資額が出資総  
額の過半を占めていゝことをもつてそ  
の他の者が事實上当該漁業の経営を支  
配していると解釈してはならない。』  
御趣旨については御存じかと存じま  
す。

第十六は、「漁業権者の責に死すべき  
事由による場合を除き、漁業権の変  
更、取消又は行使の停止によつて生じ  
た損失は、政府が補償するものとし、  
又補償金額について増額請求の規定を  
認めること。又、担保権者保護の規定を  
設けること。なお、受益者があるとき  
は、政府は、補償金額の全部又は一部  
をその者に負担させることができるも  
のとすること。休業中の漁業許可の取  
消の場合についても以上と同様とする  
こと。』第三十九條に關連いたしまし  
て新たに條文を起すのであります。修  
正案の四〇、七頁の中程に、「(損失補償)  
という前書を置きまして、「第三十九  
條、政府は、前條第一項の規定による  
漁業権の変更若しくは取消又はその行  
使の停止によつて生じた損失を当該漁  
業権者に対し補償しなければならない  
い。  
2 前項の規定により補償すべき損  
失は、同項の処分によつて通常生  
ずべき損失とする。  
3 第一項の補償金額は、都道府県  
知事が海区漁業調整委員会の意見  
をきき、且つ、主務大臣の認可を  
受けて決定する。  
4 前項の補償金額に不服がある者  
は、その決定の通知を受けた日から  
九十日以内に、訴をもつてその  
増額を請求することができる。  
5 前項の訴においては、国を被告  
とする。  
6 前條第一項の規定により取り消  
された漁業権の上に先取特権又は  
抵当権があるときは、当該先取特  
権者又は抵当権者から供託をしな  
くともよい旨の申出がある場合を  
除き、政府は、その補償金を供託  
しなければならぬ。  
7 前項の先取特権者又は抵当権者  
は、同項の規定により供託した補  
償金に対してその権利を行うこと  
ができる。  
8 前條第一項の規定による漁業権  
の変更若しくは取消又はその行使  
の停止によつて利益を受ける者が  
あるときは、都道府県知事は、そ  
の者に對し、第一項の補償金額の

全部又は一部を負担させることが  
できる。  
9 前項の場合には、第四項、第五  
項、第三十三條第二項、第四項  
(漁業権の制限又は条件)及び第七  
十七條から第八十一條まで(免許  
料又は許可料の徴収)の規定を準  
用する。この場合において、第四  
項中「増額」とあるのは、「減額」  
と読み替へるものとする。』  
これは例文でありまして、補償によ  
つて、損害を受けた者の利益を保護を  
する、或いは担保権者を保護するとい  
うために、例文に従つて以上のような  
條文を置いたのであります。  
次に第十七、「指定遠洋漁業の許可  
又は起業の認可をしない場合には、漁  
業の免許の場合と同様あらかじめ聴聞  
を行うものとする。』第五十六條、  
これに第二項といたしまして、修正案  
の別紙四〇を加えます。四〇を讀みます  
と、「第五十六條に次の一項を加え  
る。  
2 主務大臣は、前項の規定により  
許可又は認可をしないときは、あ  
らかじめ、当該申請者にその理由  
を文書をもつて通知し、当該申請  
者又はその代理人が公開の聴聞に  
おいて弁明し、且つ、有利な証拠  
を提出する機会を與えなければなら  
ない。』、先程の遠洋漁業の免許  
の場合と同様の規定であります。

十八、「指定遠洋漁業についての適  
格性の内容を漁業の免許の場合と同様  
適正にすること。』第五十七條。ここ  
に第一号、「漁業に關する法令を遵守  
する精神を著しく欠く者」、同様第二  
号、「労働に關する法令を遵守する精神  
を著しく欠く者」ということで、違反

第十二部 水産委員会會議録第四号 昭和二十四年十一月十一日【參議院】

三

三

者に関する規定を設けたのであります。

次は、第十九であります。「主務大臣が指定遠洋漁業の船舶の条件を定めるには、中央漁業調整審議会の意見をきくものとする。」第五十七條の第二項に「主務大臣は、前項第三号、つまり「許可を受けようとする船舶が主務大臣の定める条件をみたさない」と。これを定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見を聞かなければならない。

次に第二十であります。「大型捕鯨業の新規許可についても他の指定遠洋漁業と同様の取扱とすること。」これは第五十八條の第六項を削除したのであります。即ち「前五項の規定は、大型捕鯨漁業には、適用しない。」と書いてあります。これをやはり適用することにしたしまして、同等の条件がある場合にはくじ引等によるということにいたしましたのであります。

第二十一「指定遠洋漁業の許可又は起業の認可の取消等の場合も、漁業権の取消等の場合と同様あらかじめ聽聞を行ふものとする。」第六十三條、これは準用規定を修正いたしました。別紙に書きましたように「第六十三條を次のように改める。」と書いてあります。準用規定の内容及びその諸替へ規定を書いたものであります。これを朗読を省略いたします。

次は、第二十二「船舶の定数の減少のため指定遠洋漁業の許可又は起業の認可を取り消す場合には、あらかじめ聽聞を行ふとともに損失補償をするものとする。」漁業調整、公益目的のために取消の場合も同様とするこ

と。第六十四條であります。これに末項として別紙を加えてあります。これも前の取消等の場合の損失規定を準用いたしておるものであります。それから所要の諸替へ規定を書いてあります。

次は、第二十三「主務大臣が漁業取締規則を制定するには、あらかじめ中央漁業調整審議会の意見をきくものとする。」第六十五條に第五項をさまして「主務大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。」第一項では非常に包括的に主務大臣が定められるようにしておりますので、これを審議院に諮るということが適切であろうという趣旨であります。

第二十四は「第七十一條第二項の規定による工作物の除害工事の命令のある場合における担保権者を保護するため、補償金の供託制度をとること。」第七十一條第六項として別紙(補償金の供託)の規定を準用する。

第二十五は「免許料及び許可料の額の決定の基準を法定し、且つ、その特権料たる本質を徹底させるため、免許料及び許可料の年総額は、旧漁業権の補償金額の算定の基礎とした基準年度の賃貸料の合計額を限度とすること。従つて行政費、補償費用等は、免許料

及び許可料の額の決定の基礎としないこと。」これは委員会の御審議によつたものであります。第七十五條であります。第二項以下を削除いたしました。新たに別紙を加えております。重要な点でありますから、朗読いたします。

1 前項の免許料及び許可料の額は、漁業の種類又は規模、漁場の優劣等を勘案し、当該漁業の収益力に応じ、その合計額が、漁業法施行法(昭和二十四年法律第...)

2 前項の規定により消滅する沿岸漁業の漁業権についての左の各号に掲げる額の合計額をこえない範囲内において、毎年、定めなければならぬ。

一 漁業法施行法第十條第三項に定める基準年度の全漁期間貸し付けられていた漁業権については、基準年度の賃貸料(使用貸の場合にあつては同項第一号の規定により漁業権補償委員会が定める額)に相当する額

二 前号に掲げる以外の専用漁業権については、漁業法施行法第十條第三項第三号に定める当該権利による漁獲金額の百分の六に相当する額

三 前二号に掲げる以外の漁業権については、漁業法施行法第十條第三項第二号の規定により漁業権補償委員会が定める推定賃貸料に相当する額

3 前項の場合には、漁業法施行法第十條第三項第六号(特別の場合における補償金額)及び第四項(賃貸料及び漁獲金額の算出基礎)の規定を準用する。

以上のような修正を加えんとするものであります。これは漁業権の免許料或いは許可料の額の算定基準を、今の修正案のように直したのであります。が、同様のことは第二百二十八條内水面の漁業の許可の場合も同様であります。第二百二十八條を全文削除いたしました。別紙をお聞き願います。

第二百二十八條を次のように改める。(免許料及び許可料) 第二百二十八條 内水面における漁業の免許又は許可を受けた者は、毎年、政府に免許料又は許可料を納めなければならぬ。

2 前項の免許料及び許可料に關しては、第七十五條第二項及び第三項(免許料及び許可料の額)及び第七十六條から第八十一條まで(免許料及び許可料の徴收)の規定を準用する。この場合において、第七十五條第二項中「沿岸漁業」とあるのは「内水面漁業」と読み替えるものとする。

同様の趣旨で内水面における漁業の免許、許可について規定いたしてあります。次は、第二十六であります。「漁業者の責に帰すべき事由による場合を除き、漁業権行使又は許可を受けた漁業の停止の場合には、負担能力の減退の場合と同様免許料及び許可料の減免を行うこと。」第七十六條であります。第七十六條の第二項を修正するの

であります。「漁業者は、その営む漁業につき不漁、天災その他やむを得ない事由によりその負担能力が減退したとき、又は漁業者の責に帰すべき事由による場合を除き漁業権の行使若し

くは許可を受けた漁業を停止されたときは」と加えて「海区漁業調整委員会に対して、その納付すべき免許料又は許可料の徴收の緩和を云々」という修正を加えるのであります。

第二十七は「免許料及び許可料の督促手数料及び延滞金は、国税の場合と同様、手数料二十円、延滞金は、百円につき一日二十銭とすること。なお、強制徴收の場合の先取特権の順位に關する規定の不備を補ふこと。」第七十九條、第八十條、今の説明の順序をいたしました。第八十條を全文修正いたしました。修正案の(四)というふう

にいたしましたのであります。十一頁でございます。

(四)は第八十條を次のように改めてあります。「免許料及び許可料に關しては、国税徴收法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ七(書類の送達)、第四條ノ八(公示送達)及び第九條第二項から第六項まで(督促手数料及び延滞金)の規定を準用する。」と書いてあります。こ

ういうふうな修正をいたしました。その前の條文第七十九條、この中に「国税」の下に「並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費に次ぐものとする。」といたしまして、原案の技術的な面の不備を補な

つておるわけでありました。次は二十八「当選人がないとき、又は当選人がその選挙における委員の定数に達しない場合は、すべて再選挙を行ふべきであるから、その趣旨を明らかにすること。」第九十二條、第九十三條(四)であります。その第一項第一号を削除いたしております。そして以下号を一つずつ繰り上げて、一番あ

とに第四項を加えて「当選人がないとき、又は当選人がその選挙にお



のため必要限度において命令でその期間を短縮する」というのでありまして、原案によりまして、原案は第二項「前項の規定により新法に基いてしたものとみなされた処分の有効期間については、別に命令で特別の定をする事ができる。」という考案でありまして、甚だ長くするか短かくするか不明確でありますので、技術的ですが、漁業調整のため必要限度において命令でその期間を短縮するという修正を加えた方が妥当ではないかと思

ます。それから第四十であります、いろいろ細かな不備を直しておるので、例えば第六條第五項第五号を「内水面」と直した関係上、「水面」を「海面」と直した点、その他……もうよろしゅうござい

ますか、御覽になれば分ります。○委員長(木下辰雄君) 何か質疑があったら……

○法制局参事(堀合道三君) ちよつと只今の点で脱漏がございましたので、それを補足いたします。修正案の例、十三頁でございますが、このところに

「前項の場合には、第三十九條(損失補償)の規定を準用する。」とございするが、これは間違いでございまして、「第三十九條第一項から第七項まで(損失補償)の規定を準用する。」というふうにして頂きます。第三十九條の第八項、第九項は、いわゆる受益者に損失補償金の全部又は一部を負担させるという規定でございますので、この場合これは準用してはならないわけでございます。

それからもう一点、先程漁業手数料の最高限度を千円とするというように申し上げましたが、これは私の方で調べ

ましたところでは、現行法の最高限度は千円になっておるのでございまして、ところが水産庁では二千円取つてい

ることを申しておりますので、もう少し調べまして、若し現実には二千円取つていような場合には、二千円まで引上げることに修正いたします。そのよう

に御了解頂きたいと思ひます。○委員長(木下辰雄君) 只今中野部長が説明いたしましたことは、この前の委員会

で詳しく説明を聞いて、第二回目でありまして、大体従来の委員会において、皆さんの意見を法文化し、或いは法文の條文化した問題でありますので、この際御異議がなければ、決定は公聴会の後にやりますけれども、仮に一つお決めの願ひたいのですが、如何

でございますか。○江藤哲翁君 この修正案の例の第七十五條のところをもう少し詳しく御説明して頂きたいと思ひます。ここに書いてあることを離れて、これにいろいろ並べてありますが……

○法制局参事(堀合道三君) 第七十五條の第二項の規定の趣旨は、免許料及び許可料の額を決めます場合の基準を法定する趣旨でございまして、そうして原案には免許料及び許可料の額の総額が、主として補償金額、これに行政費が若干入つておりますが、その補償料及び行政費の総額の範囲内において、免許料及び許可料の額を定める。こ

ういうふうになつておりました、要するに合計額の枠が定められておるに止まつておつたのでございまして。ここでは免許料及び許可料の基準を法律で定めたことには十分なりませぬので、そこで免許料及び許可料の額を、個々の漁業者に対して決定

いたしました際の個別的な基準といたしまして、漁業の種類又は規模、漁場の優劣等を勘案し、当該漁業の収益力に

応じて免許料及び許可料の額を決定するということが、第一の具体的な個別的な基準であります。更にこれにその合計額が、漁業法施行法第一條の規定により消滅する沿岸漁業の漁業権につ

いての、左の各号に掲げる額の合計額を超えない範囲とするという、この枠についての制限を加えておるのでござ

います。この趣旨は、修正要綱の中にもございまして、免許料及び許可料というものが本来特権料の性質を持つものであります。従つて免許料及び

許可料の額というものは、当該漁業権の、いわば差額時代に相当する経済的な価値に該当する額とすべきであるという考案方からいたしました。免許料

及び許可料の合計額は、従前のいわゆる旧法によつて免許せられた漁業権の基準年度におきます、いわゆる基準年度と申しますのは、漁業法施行法の第十條第三項第一号に規定いたしてお

ります。昭和二十二年七月一日から二十三年六月三十日までの一ヶ年を基準年度といたしておりますが、この間に

おける。当該旧漁業権のいわば貸賃料、これはこの貸賃料がいわゆる漁業権の差額代を現わすものでありまして、この貸賃料の合計額を以て新らしい漁業権について徴収すべき免許料及び許可料の合計額にする、こういうふう

にいたしておるのでございまして。ここで第一号から第三号まで分けて書いてございまして、趣旨は、要するに旧漁業法によりまして、漁業権の差額時代に相当する経済的な価値とい

うものを現わしておるのでございまして、第一号は、基準年度の全漁期間貸付

けられていた漁業権につきましては、その基準年度の貸賃料、若し使用貸して

おりました場合には、これは漁業法施行法の第十條第三項第一号の場合と同様に、漁業権補償委員会が近傍

類似の漁業権の貸賃料を参酌して定める額となるのであります。第二号、第三号の規定いたしております趣旨は、

全漁期間貸付けられてなかつた漁業権、或いはその一部貸付けられてお

なかつた漁業権についての、算定の基準を定めたものでありまして、第二号はそのような専用漁業権につきましては、漁業法施行法第十條第三項第三号の定める当該権利による漁獲全額の百分の六に相当する金額といたしたの

は、これは財産税の場合の漁業権の物の納の際の評価が、大体漁獲金額の百分の六という基準で算定したのでござ

いまして、今度の漁業法の施行法におきまして、今度の漁業法の施行法におき

まして、大体それを基準にいたしまして、漁業法施行法の第十條第三項第三号の規定は、基準年度の当該権利に

よる漁獲金額といたしますが、これは百分の六を十六倍した結果、結局漁獲金額の一〇〇%ということになるのだ

というふうな趣旨になつておるのでございまして、第二号の百分の六に相当する額とい

うのを加えたわけでございますが、第二号は専用漁業権以外の漁業権につきま

は、前各号の規定に入れないで、主務大臣の定めるところの基準によつて算定する額とするという趣旨の規定でござ

いまして。それから施行法の第十條第四項を準用して

おりますのは、貸賃料或いは漁獲金額の算出につきましては、漁業権調査規則に基いて報告されたものを基準とするという趣旨の規定を準用いた

したのでございまして。○委員長(木下辰雄君) 外に質疑はありませぬか。

○法制局参事(堀合道三君) ちよつと今申し落しました。これで参りますと、大体免許料及び許可料の推定総額が十億六千万円程になるそうござ

います。政府原案によりまして、毎年十億円を予定しているのださうでござ

いまして、その間約三千円か、四千万円くらいの開きが出て来ると思ひます。その点については、大蔵当局等に

ついでには難色があるかも分りませんが、その点を……

○委員長(木下辰雄君) 若し延期になりませぬと、二十三日で臨時国会は打ち

切られますので、いろいろの修正、その他についての公式手続上、今からこれを

を議決してGHQに提出しなければならぬ。本決定は公聴会が済んだ後や

りますけれども、大体こういう條文修正みたらやうなものに異議なからうと思

いますから、これは早く議決をして、GHQに提出したいと思ひます。

御異議がなければ、ここで仮に決定いたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

○千田正君 これは決定となると重大な問題でありまして、仮決定でありま

せんか。

○委員長(木下辰雄君) 呼ぶ者あり

○千田正君 これは決定となると重大な問題でありまして、仮決定でありま

せんか。

○委員長(木下辰雄君) 呼ぶ者あり

○千田正君 これは決定となると重大な問題でありまして、仮決定でありま

法制局側  
 参事(第三部長) 中野 哲夫君  
 参事(第三部長) 堀合 道三君  
 第一課長

すか、決定であるか、その点をはつきりして貰いたいということ、それから、これは水産庁或いは法制局で御苦労なさつたと思いますが、苟くもこういう法案は、全然無学文盲であるというふうな漁民まで徹底するように考えなければならぬ。併し我々のような人間でさえも、誠にこれは判断し難い程煩雜なものである。これはもう少しこの法案を広く頒布する場合においては、最も国民が直ぐ納得できるように、一つ纏めて貰いたいということを注文いたします。

○委員長(木下辰雄君) まだこれは討論もありませんし、審議中ですから、決定じやありませんけれども、時間の關係上予め委員会の意向を決めて、GHQと折衝して行きたいというのです。

○千田正君 分りました。

○委員長(木下辰雄君) 御異議なければ、大体委員会の意向はこうだということGHQに訳文して折衝します。

○青山正一君 私らの意向ではまだこれでは足らん。こういうふうな意向ですが、そこは一応皆さんも分つて居るので、すから、了承いたします。

○委員長(木下辰雄君) 他に御異議ございませんでしたら、本日はこれを以て閉会いたします。

午後零時四分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君  
 理事 千田 正君  
 委員 青山 正一君  
 田中 信儀君  
 淺岡 信夫君  
 西山 龜七君  
 江熊 哲翁君

昭和二十四年十一月二十八日印刷

昭和二十四年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷